### 本教材の利用について

- 本教材は、平成28年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究「デザインの創作活動の特性に応じた実践的な知的財産権制度の知識修得の在り方に関する調査研究」(請負先:国立大学法人大阪大学 知的財産センター)に基づき作成したものです。
- 本教材の著作権は、第三者に権利があることを表示している内容を除き、特許庁に帰属しています。また、本教材は、第三者に権利があることを表示している内容を除き、クリエイティブ・コモンズ表示 非営利 4.0 国際 ライセンスの下に提供されています。



● 本教材は、できる限り正確な情報の提供を期して作成したものですが、不正確な情報や 古い情報を含んでいる可能性があります。本教材を利用したことにより損害・損失等を 被る事態が生じたとしても、特許庁、国立大学法人大阪大学 知的財産センター及び執筆 者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

[本教材の利用に関するお問い合わせ先]特許庁審査第一部意匠課企画調査班TFL: 03-3581-1101(内線2907)

# パート15

デザイン創作と知的財産の今後

「デザイナーが身につけておくべき知財の基本」

# デザイン創作と知的財産の今後 目次

| 15-01 | デザイン創作と知的財産                           | (復習) |
|-------|---------------------------------------|------|
|       | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | \    |

15-02知的財産を巡る新しい流れ(1)オープンデザイン

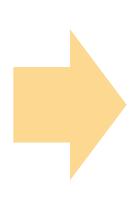
15-03 知的財産を巡る新しい流れ(2) クリエイティブ・コモンズ

15-04 デザイン創作と知的財産の今後

# 15-01 デザイン創作と知的財産(復習)

# ▼5-01 デザイン創作と知的財産(復習)

社会環境 経済環境 市場・技術 の変化



デザインの概念 の変化

- ソーシャルデザイン※などデザイン領域の拡大
- モノとコトのデザインの需要拡大
- 経営戦略と同期したデザイン企画・マネジメントの必要性

クリエイティブな活動をするためには 社会で何が起きているかを知ることが重要

※: 社会における課題に対する解決への取組。

#### **15-01** デザイン創作と知的財産(復習)

# 企業におけるデザインプロセスの例(プロダクトデザインの場合)

① インハウスデザイナーの場合

# 企画

マーケティングリ サーチ

# デザイン 設計 試作

- コンセプトメイキ ング
- アイデア展開

### 展示 営業

● 展示会出展

# 商品化

- ネーミング
- パッケージデザイ

製造

● デザイン監理

### 展示 営業 販売

- 販促ツール制作
- 展示会出展

② フリーランスデザイナーの場合

# 企画

マーケティングリ サーチ

#### 契約

● スポット契約 ● 製品シリーズ契約

● プロジェクト契約

● 顧問契約

#### デザイン 設計

試作

● コンセプトメイキ ング

● アイデア展開

#### 展示 営業

● 展示会出展

 パッケージデザイ ン

ネーミング

商品化

#### 製告

● デザイン監理

展示 営業 販売

- 販促ツール制作
- 展示会出展

# ₹5-01 デザイン創作と知的財産(復習)

# デザイナーが知っておくべき知的財産に関する事柄

契約の種類 権利の帰属

契約法 下請法 技術・デザインの公表 権利のアピール

特許法・実用新案法 意匠法・商標法 製造物の欠陥

製造物責任法

企画

契約

デザイン 設計 試作

展示営業

商品化

製告

展示 営業 販売

- マーケティングリ サーチ
- スポット契約
- 製品シリーズ契約
- プロジェクト契約
- 顧問契約

- コンセプトメイキ ング
- アイデア展開
- 展示会出展
- ネーミング
- パッケージデザイ ン
- デザイン監理
- 販促ツール制作
- 展示会出展

技術・デザインの漏えい 先行する技術・デザイン・ネーミングの存在

特許法・実用新案法・意匠法 商標法・著作権法・不正競争防止法 商品・サービスの表示

商標法 不正競争防止法 技術・デザインの公表 権利のアピール

特許法・実用新案法意匠法・商標法

# 15-01 デザイン創作と知的財産(復習)

# 主な知的財産権法

|        | 法律と権利の<br>名称     | 保護対象                    | 保護の趣旨     | 目的    | 権利取得の<br>ための審査     | 権利期間                   | 権利の性格  |
|--------|------------------|-------------------------|-----------|-------|--------------------|------------------------|--|
| 産業財産権法 | 特許法<br>(特許権)     | 発明                      | 創作の奨励     | 産業の発達 | 有り                 | 出願から<br>最長20年          | 絶対的独占権<br>(客観的内容を同じく<br>するものに対して排他<br>的に支配できる) |
|        | 実用新案法<br>(実用新案権) | 物品の構造・<br>形状の考案         | 創作の奨励     | 産業の発達 | 無し                 | 出願から<br>最長10年          |  |
|        | 意匠法<br>(意匠権)     | 物品の<br>デザイン             | 創作の奨励     | 産業の発達 | 有り                 | 登録から<br>最長20年          |  |
|        | 商標法(商標権)         | 商品やサービ<br>スに使用する<br>マーク | 業務上の信用の維持 | 産業の発達 | 有り                 | 登録から<br>最長10年<br>(更新可) |  |
|        | 著作権法<br>(著作権)    | 思想・感情の創作的な表現            | 創作の奨励     | 文化の発展 | 無し<br>(自動的に<br>発生) | 創作から<br>創作者の<br>死後50年  | 相対的独占権<br>(他人が独自に創作し<br>たものには自分の権利<br>は及ばない)   |

# ₹5-01 デザイン創作と知的財産(復習)

# 創作意欲を喚起

#### 知的創造物についての権利等

#### 特許権

(特許法)

#### 実用新案権

(実用新案法)

#### 意匠権

(意匠法)

#### 著作権

(著作権法)

#### 営業秘密の保護

(不正競争防止法)

Ξ

- ○「発明」を保護
- 出願から20年 (一部最大5年延長)
- 物品の形状等の考案を保護
- 出願から10年
- 物品のデザインを保護
- 登録から20年
- 文芸、学術、美術、音楽、プログラム等の精神的作品を保護
- 死後50年(法人は公表後50 年、映画は公表後70年)
- ノウハウや顧客リストの盗用 など不正競争行為を規制

### 信用の維持

#### 営業上の標識についての権利等

#### 商標権

(商標法)

#### 商品等表示の保護

(不正競争防止法)

- 商品・サービスに使用するマークを保護
- 登録から10年(更新あり)
- 周知・著名な商標等の不正使 用を規制

# その他関係する法令

#### 製造物責任法

○ 製品に欠陥があった場合の製造業者等に対する賠償を定める

#### 景品表示法

○ 不当表示や過大な景品類から 一般消費者の利益を保護

知的財産権制度説明会(初心者向け)テキスト「知的財産権制度入門」を基に作成

# 5-01 デザイン創作と知的財産(復習)

# 意匠法と著作権法の概要の比較

|            | 意匠法          | 著作権法                    |  |
|------------|--------------|-------------------------|--|
| <b>①目的</b> | 産業の発達に寄与     | 文化の発展に寄与                |  |
| ②保護対象      | 工業製品のデザイン    | 思想・感情の創作的な表現            |  |
| <b>③出願</b> | 必要           | 不要                      |  |
| ④主な保護要件    | 新規性 / 創作非容易性 | 創作性                     |  |
| ⑤権利発生日     | 登録日          | 創作日                     |  |
| 6権利期間      | 最長20年        | 著作者の死後50年<br>公表後50年(法人) |  |
| ⑦権利の性格     | 絶対的独占権       | 相対的独占権                  |  |

# 15-02 知的財産を巡る新しい流れ(1) オープンデザイン

# ▼5-02 知的財産を巡る新しい流れ(1) オープンデザイン



https://www.tokyo-design.ne.jp/award.html

# 5-02 知的財産を巡る新しい流れ(1) オープンデザイン

● オープンデザインとは、インターネットによるデータの共有や3Dプリンタ等の技術環境が整ったなかで、デザインをオープンにし、共有、改良することでより良いものを創ろうとする取組み。

技術開発の分野では、例えば、スマートフォンのソフトウェアは、既にオープンソース化\*が普及している。

デザイナーが研究開発に参加する可能性のあるハードウェアではどうか。

製品のアクセサリーについてのデザインガイドラインが公開され、ガイドライン基準を満たせば自由にケース、カバー、画面プロテクター、カメラ用アタッチメント等の製作に参入できる取り組みが始まっている。

※:コンピュータプログラムが一般公開され、自由に開発することができる。

# 15-03 知的財産を巡る新しい流れ(2) クリエイティブ・コモンズ



1. デザイナーが、世界中のユーザーに使ってもらうために、自分が作成したグラフィックを、クリエイティブ・コモンズ(CC)「表示」ライセンスで発表する。

 デザイナーが、CCライセンスを採用している経済産業省の「FIND/47」 (https://find47.jp/ja/) で公開されている写真を利用して、ポスターを作成する。

# 15-03 知的財産を巡る新しい流れ(2) クリエイティブ・コモンズ

- クリエイティブ・コモンズ・ライセンス(CCライセンス)とは、「表示」「非営利」 「改変禁止」「継承」の4つの条件を組み合わせた6つのライセンス。非営利団体クリエ イティブ・コモンズが策定し、普及を図っている。
- クリエイティブ・コモンズ・ライセンスは、分かりやすいように以下の6つのマークで表示される。













https://creativecommons.jp/

▼5-03 知的財産を巡る新しい流れ(2) クリエイティブ・コモンズ

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスは、著作権を放棄するわけで はなく、保持したまま、一部を開放するライセンス方法。

> クリエイティブ・コモンズ・ライセンスは、 デザイナーに選択肢を増やす仕組み。

デザイナーが作品を発表する際、ユーザーが利用できる条件をカスタマイズできるパブリック・ライセンスの普及が進んでいる。

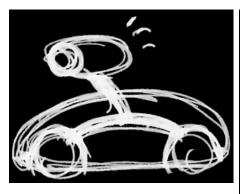
# 15-04 デザイン創作と知的財産の今後

# ₹5-04 デザイン創作と知的財産の今後

# デザインビジネスの可能性を自らで開く時代へ。

### クライアントとの共同出願

クライアントの意識を高める。 権利を費用の配分を考える。







# 自ら意匠や商標を出願

デザイナーは図面が描ける。 電子出願はスピーディー。



**2ecOO** 

写真提供:有限会社znug design 根津孝太氏

デザイナーとしての価値を高めるため、知的財産を上手に活用する。